

# 労働・助成金情報 特急便

第 79 号 (2019 年 3 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

入社の際の社会保険・雇用保険加入要件について確認をしたいと思います。社会保険・雇用保険の加入は国籍に関係なく、労働時間、雇用形態で就労を判断します。

## 社会保険

民間企業に勤める方は、厚生年金保険(第1号厚生年金被保険者)・健康保険に加入することになります。厚生年金保険は退職または、69歳まで加入。

健康保険は74歳まで加入。75歳以上からは後期高齢者医療に加入。

40歳以上65歳未満の健康保険加入者は、40歳誕生日の前日の月から介護保険の第2号被保険者になり、介護保険料を負担します。65歳以上(65歳誕生日の前日の月から)になると介護保険の第1号被保険者として保険料は市町村に納付します。

## 加入要件

- 1週間の所定労働時間および1か月の所定労働時間日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している一般社員の4分の3以上である。

週でみた場合、40時間×3/4=30時間  
月でみた場合、20日×3/4=15日

基本としては週でみますので、週30時間以上が目安

ただし4分の3未満であっても、下記の要件を全て満たす場合には被保険者となります。

- ◇ 週の所定労働時間が20時間以上
- ◇ 雇用期間が1年以上
- ◇ 賃金の月額が8.8万円以上
- ◇ 学生でないこと
- ◇ 常時501人以上の企業(特定適用事業所)または500人以下であっても労使の合意のある企業(任意特定適用事業所)に勤めていること

そして、社会保険に加入しなくても良い場合があります。

- ① 日々雇い入れられる人
- ② 2カ月以内の期間を定めて使用される人
- ③ 季節的業務(4ヶ月以内)に使用される人(例:造り酒屋の杜氏)
- ④ 臨時的事業の事業所(6ヶ月以内)に使用される人(例:博覧会)

ただし①~④の人でも就労状況が変わった場合には加入になります。

- ① 1か月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から
- ② 所定の期間を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から
- ③ 継続して4ヶ月を超える予定で使用される場合は、当初から
- ④ 継続して6ヶ月を超える予定で使用される場合は、当初から

## 雇用保険

失業したときや育児や介護などで、雇用の継続が困難な時に必要な給付が受けられます。  
また、職業に関する教育訓練を受けた場合にも給付が受けられます。

### 加入要件

- 1週間の所定労働時間が20時間以上
- 31日以上雇用されることが見込まれる

特例として、2020年3月までは雇用保険に加入している64歳以上の方の保険料は徴収されません。

雇用保険に加入しない場合があります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満
- ② 学生である（学生・生徒等で通信教育、大学の夜間学部、高等学校の夜間、定時制課程の者は除く）
- ③ 法人等の代表者、役員等
- ④ 2以上の適用事業主に雇用されているもの（主たる賃金を受ける事業所にて被保険者になる）

### <外国人を雇い入れる場合>

外国人労働者を雇入れ・離職の際には**在留カード・パスポート**等を確認し、ハローワークへ届け出るようになっていきます。『特別永住者(在日韓国・朝鮮人等)』の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外のため確認・届出は必要ありません。

届出事項：氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍・地域、資格外活動許可の有無  
※永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者は在留中の活動に制限はありません。

### 面接時

- ・ 雇用する外国人が就労可能な在留資格があるかを確認します。
- ・ 外国人である事のみを理由に、採用面接などへの応募を拒むことは、公正な採用選考の観点からは適切ではありません。また面接時は、在留資格などの確認は口頭で行い、「国籍」等の質問はNGです。

### 採用決定後

- ・ 在留カード等の提示を求めます。
- ・ 留学生、家族滞在などの在留資格のアルバイトの際には、資格外活動許可を得ているか確認をします。本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）と記載されています。
- ・ 賃金、労働時間等主要な労働条件について、当該外国人労働者が理解できるようその内容を明らかにした書面を交付します。
- ・ 社会保険・雇用保険の加入要件に当てはまる場合はそれぞれの手続きを行います。雇用保険取得届の用紙には外国人雇用状況の届出記入欄がありますので、別で外国人雇用状況の届出を提出する必要はありません。
- ・ 社会保険・雇用保険に加入しない場合は、外国人雇用状況の届出を行います。期日は、雇入れまたは離職した日の属する月の翌月の末日までに届け出る事になっています。

**！！注意！！**

雇い入れの際に氏名や言語から外国人であると判断できず、在留資格等の確認・届出をしなかった場合は、法違反にはなりませんが確認を取り届出を行うようにします。外国人であると容易に判断できるのに届出なかった場合は、指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象となります。